

白馬村立地適正化計画に伴う届出制度について

医療、福祉、商業施設（食品スーパー等）の事業者の皆様、及び上記施設、大規模な住宅地や住宅の整備を検討されている方へ

都市再生特別措置法に基づく「白馬村立地適正化計画」の公表により、

- 都市機能誘導区域外の区域における誘導施設の建築等
- 都市機能誘導区域内の区域における誘導施設の休廃止
- 居住誘導区域外の区域における一定規模以上の住宅の建築等

については、

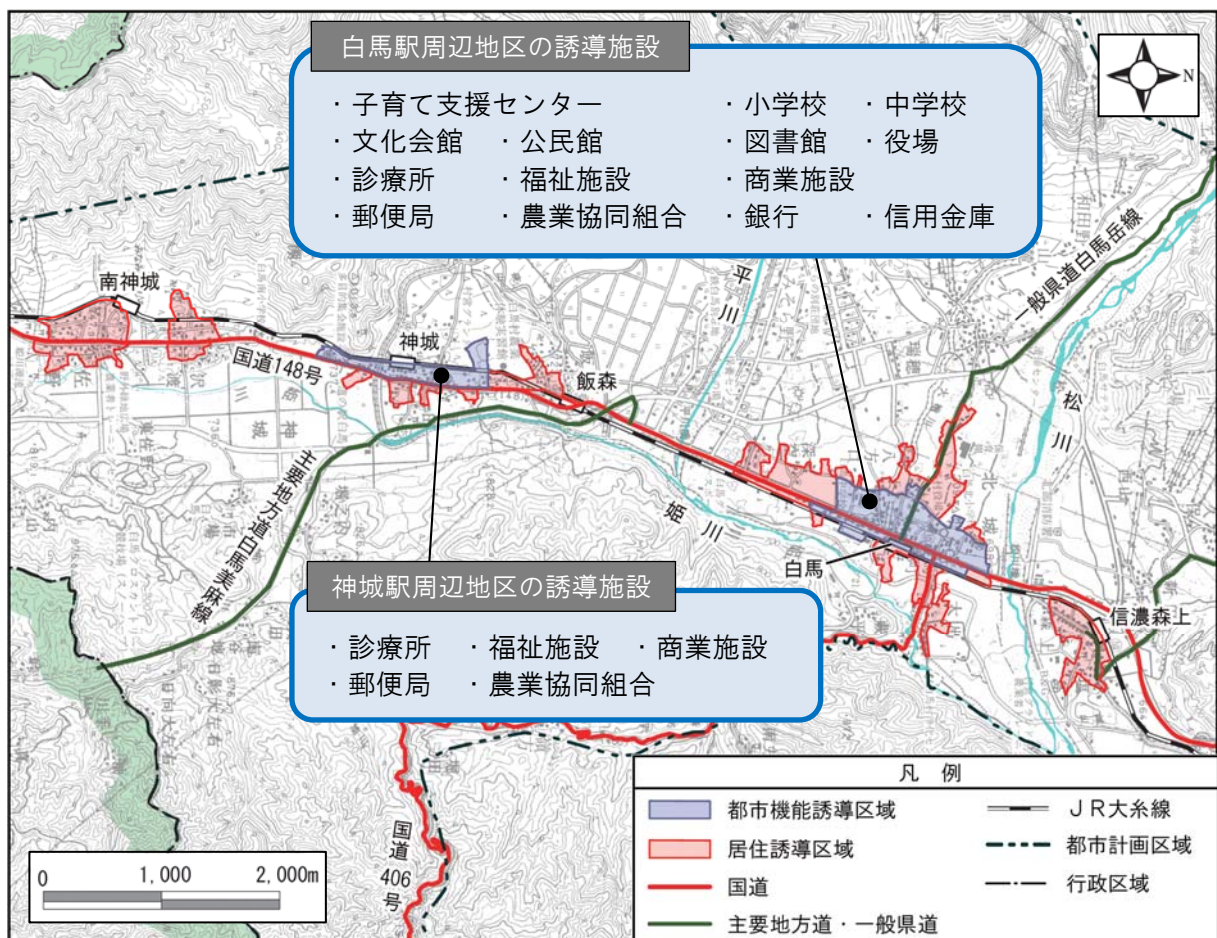
工事着手または休廃止の**30日前までに**、村への**届出が必要**です。

※令和3年4月30日までの期間は、着手後に村への届出が必要です。

都市機能誘導区域・誘導施設、及び居住誘導区域

都市機能誘導区域・誘導施設、及び居住誘導区域は以下の図に示す通りであり、都市機能誘導区域は、居住誘導区域を兼ねる区域となっています。

区域の詳細については、建設課窓口にてご確認ください。



届出が必要となる行為

1 誘導施設の整備・休廃止（都市再生特別措置法第108条、及び第108条の2）

誘導施設について、以下の表に示す行為を行う場合、村への届出が必要です。

誘 導 施 設	都市機能誘導区域内		都市機能誘導区域外
	白馬駅周辺地区	神城駅周辺地区	
子育て支援センター	◆	○	○
小学校	◆	○	○
中学校	◆	○	○
文化会館	◆	○	○
公民館	◆	○	○
図書館	◆	○	○
役場	◆	○	○
診療所	◆	◆	○
福祉施設	◆	◆	○
商業施設	◆	◆	○
銀行	◆	○	○
郵便局	◆	◆	○
信用金庫	◆	○	○
農業協同組合	◆	◆	○
凡例（届出を要する行為）			
○：右記の開発行為※1等を行う場合に届出が必要※2	【開発行為】 <u>誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為</u> を行おうとする場合 【建築等行為】 ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合		
◆：施設の休止・廃止を行う場合に届出が必要※2	<u>誘導施設に該当する施設を休止、または廃止しようとする場合</u>		

※1 開発行為とは、土地の形状の変更（区画の変更・造成等）、質の変更（農地、山林の宅地化等）を指します。

※2 以下の場合、届出は不要です。

- ・「○」の条件に当てはまる区域の、既存の誘導施設を休止・廃止する場合
- ・「◆」の条件に当てはまる区域で、新規に誘導施設を整備するための開発行為・建築等行為を行う場合

誘導施設の定義は、以下の表に示す通りです。



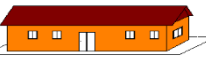



この定義に当てはまらない施設（例：宿泊施設、アウトドア用品店）は誘導施設としないため、都市機能誘導区域の内外を問わず、整備・休廃止の際の届出は不要です。

誘導施設	根拠法等	定義
子育て支援センター	児童福祉法	法第6条第3項6に定める地域子育て支援拠点事業のための施設
小学校	学校教育法	法第2条第1項に基づき設置された小学校
中学校	学校教育法	法第2条第1項に基づき設置された中学校
文化会館	白馬村ウイング21条例	条例に定める施設
公民館	白馬村公民館条例	条例に定める公民館
図書館	図書館法	法第2条に定める図書館
役場	地方自治法	法第4条第1項に基づく、「白馬村役場の位置を定める条例」に定める役場
診療所	医療法	法第1条の5に定める診療所で、内科、外科、または整形外科のいずれかを有するもの
福祉施設	老人福祉法、 介護保険法	法に定める施設のうち、通所または訪問を中心とするもの
商業施設	-	延床面積が150㎡以上の店舗で、食料品・生活用品を取り扱うもの*（土産物店等、観光客による利用が主となるものを除く）
銀行	銀行法	法第4条に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行（政策投資銀行を除く）
郵便局	日本郵便株式会社法	法第2条の4に定めるもの
信用金庫	信用金庫法	法第4条に基づく免許を受けて金庫事業を営む信用金庫及び信用金庫連合会
農業協同組合	農業協同組合法	法第10条の2、3に定める事業を行う農業協同組合

※ 例として、食品スーパー・ホームセンター・コンビニエンスストア・薬局等を想定します。

② 一定規模以上の住宅地や住宅の整備（都市再生特別措置法第 88 条）

居住誘導区域外の区域で、以下に示す行為を行う場合、村への届出が必要です。

開 発 行 為	建 築 等 行 為
<p>① 3戸以上の住宅^{※1}の建築を目的とする 開発行為</p> <p>② 1戸または2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの</p> <p>③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例^{※2}で定めたものの建築目的で行う開発行為</p>	<p>① 3戸以上の住宅^{※1}を新築しようとする場合</p> <p>② 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例^{※2}で定めたものを新築しようとする場合</p> <p>③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して、住宅等（①、②）とする場合</p>
 → 3戸以上の住宅地開発 → 届出必要（①に該当）	 → 3戸以上の住宅新築 → 届出必要（①に該当）
 → 1戸、1,200 m ² の住宅地開発 → 届出必要（②に該当）	 → 改築 ↓  → 宿泊施設を改築して 3戸以上の住宅にする → 届出必要（③に該当）
 → 1戸、960 m ² の住宅地開発 → 届出不要	

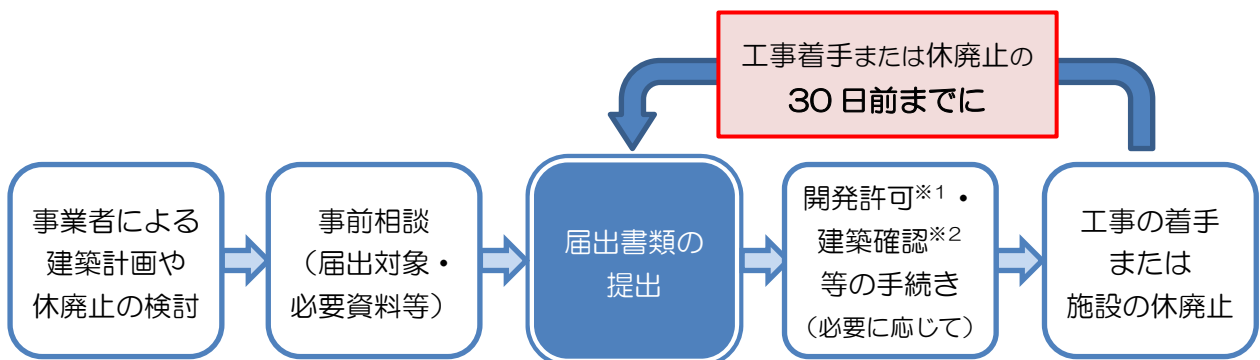
※1 住宅とは戸建て住宅及び共同住宅を指し、寄宿舍や老人ホームは含みません。

また、3室以上の共同住宅（アパート・マンション等）は「3戸以上の住宅」に該当します。

※2 白馬村立地適正化計画の公表日現在、この届出の対象とする住宅以外の建築物を定める条例は、定めていません。

手続きの流れ

以上の行為の届出に関する手続きの流れは以下の通りです。



※1 都市計画法第 29 条に基づく開発許可申請を指します。

※2 建築基準法第 6 条に基づく建築確認申請を指します。

●お問い合わせ● 白馬村役場 建設課 土地利用・建築係
〒399-9393 長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025
【電話】 (0261) 72-5000